



広報ボランティアの カメラレポート

福津市民の取材による福津市内の話題提供

夏休みのラジオ体操



8月2日の朝、魚釣りの帰り道、中央6丁目の大善寺の広場に子どもたちが次々に集まっているのを見かけました。何があるのか尋ねると、午前7時からラジオ体操をしているとのこと。次の日、取材に行きました。集まった20数人の子どもたちは、体操が始まると一生懸命に体を動かし、そのかわいらしいくさを自分の孫の幼い頃と重ねながら写真を撮りました。朝から元気いっぱいな子どもたちは、出席のはんこを押してもらいうれしそうでした。【山本武利さん】

力を合わせてオールをこぐ



8月20日、郷育カレッジの講座で、カッターという種類のボートの乗船体験をしました。水産高校の先生やカッター部の生徒の皆さんなどに指導してもらいながらみんなでオールをこぎました。オールは長さが4・3m、重さが11kgもあります。思うようにオールは動かず、カッターはなかなか前へ進みません。水産高校がある福津市ならではの、楽しい体験をすることができました。皆さんもぜひ参加してみませんか。

【真鍋光さん】

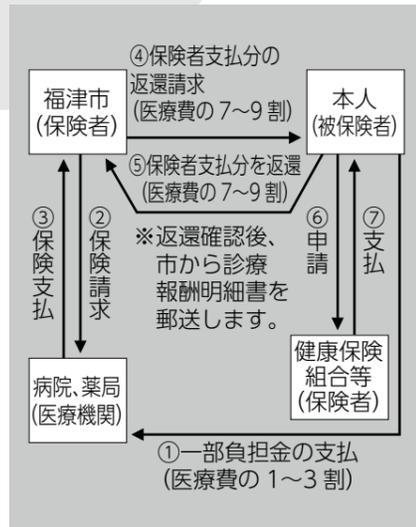
楽しい夏祭り



8月27日、西福間の介護施設ちくぜんで3回目の夏祭りがありました。過去2回は雨のため屋内での開催でしたが、今年は初めて屋外で開催でき、浴衣姿の職員たちが張り切って準備をしていました。フラダンスや創作ダンス、一心太鼓の演奏などの催し物があり、最後に施設利用者たちと盆踊りをしました。お客さんもうつしよに輪になり、太鼓に合わせて踊っていました。ボランティアのかたの協力もあり、楽しい1時間半でした。【福崎信一さん】

知っとく納得! 保険年金医療

市保険年金医療課 ☎43-8127



医療保険の保険証は、原則、一人1枚です。福津市国民健康保険の資格は、勤務先で健康保険に加入したときや家族の健康保険の

被扶養者になったとき、福津市から転出するときなどに喪失します。原則、市へ喪失の届出が必要です。資格喪失後も保険証を使用していた場合、後日、市が負担した医療費を返還いただき、本来給付を受けるべき保険者に御自身で医療費給付申請をしていただくことがあります。医療機関を受診する際、受診月中に保険証が切り替わる予定がある場合は、医療機関へ申し出てください。保険証を使って医療機関を受診した際、保険証を正しく使用していれば、図の①~③で完了します。資格喪失後受診の場合は、図の④~⑦が生じることがあります。

環境 掲示板

市うみがめ課 ☎62-5001-9
FAX 43-60005 Mail umigame@city.fukutsu.lg.jp

熊本地震の災害ごみ処理を支援しました

熊本市からの支援要請で、福津市一般廃棄物収集運搬委託業者の株式会社林田産業、有限会社西村産業、有限会社津屋崎清掃社の3社が、熊本



▲18台のごみ収集車でごみを回収しました

地震によって出た災害ごみの運搬支援を行いました。5月24日から6月24日までの1か月間、ごみ収集車で回収したごみを玄界環境組合古賀清掃工場まで運搬し、処理をしました。熊本市のごみ仮置場では、災害ごみが山のように高く積み重なっていました。しかし、ごみ収集車にごみを積み込むための作業車が1台しかなかったため、積み込み作業を人力で行うこともありました。熊本地震による災害からの1日も早い復興を願って、市ではさまざまな分野で支援を行っていききたいと思えます。

犬の登録と狂犬病予防注射は忘れずに

今年の予防注射はお済みですか。生後91日以上の犬を飼っている人は、飼い犬の登録を行い、毎年1回狂犬病の予防注射を受けさせることと、交付された鑑札や注射済票を飼い犬に装着させることが、狂犬病予防法で義務付けられています。今年度の集団予防注射は4月に実施しました。まだ予防注射を受けさせていない人は、かかりつけの動物病院などで忘れずに受けさせてください。料金は、宗像獣医師会指定の動物病院の場合1頭につき3150円（注射済票交付手数料550円を含む）です。ただし、福津市と宗像市以外の動物病院では料金が異なる場合があります。また、



▲飼い主の義務です

宗像獣医師会指定の動物病院以外で注射を受けたときは、病院で発行される狂犬病予防注射済証明書を持参し、市うみがめ課で狂犬病予防注射済票の交付手続きを行ってください。その際、手数料として550円がかかります。犬を飼うときは必ず登録を犬を飼いだめた場合（新規登録）や、譲り受けた場合（譲渡）、飼い犬といっしょに福津市に引っ越してきた場合（転入）などは、飼い犬の登録手続きが必要です。手続きは市うみがめ課でできます。また、新規登録のみ、狂犬病予防注射の際に宗像獣医師会指定の動物病院で合わせて行うこともできます。手数料は新規登録の場合3千円で、譲渡と転入の場合はかかりません。飼い犬が死亡してしまつた場合や飼い主が変更になった場合は、市うみがめ課に御連絡をお願いします。また、飼い犬といっしょに他の市町村へ引っ越す場合（転出）は、鑑札を持って転出先の市町村で手続きをしてください。